

ぬくもり介護センターおおの 重要事項説明書

居宅介護支援事業所

(令和6年4月1日現在)

1. 事業所の概要

事業所名	ぬくもり介護センターおおの
所在地	高知県吾川郡仁淀川町森 3675 番地
管理者名	瀧渦 沙織
電話番号	0889-20-2777
FAX番号	0889-20-2778
事業所指定番号	第 3972400513 号
サービス提供地域	仁淀川町、越知町、佐川町 ※上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

2. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (但し、12月31日から1月2日までは休日とする)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

3. 当事業所の目的及び運営方針

事業の目的	事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員が、要介護状態又は要支援状態にある対象者に対し、適正な指定居宅支援事業を提供することを目的とする。
事業の運営方針	1) 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性や環境を踏まえて、その意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 2) 事業の実施に当たっては、要介護者等の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう公正中立に行う。 3) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 職員の配置状況

職種	人員数	職務内容	備考
管理者	常勤 1名	従業員の管理及び業務の管理行う	主任介護支援専門員兼務
主任介護支援専門員	常勤 1名	従業員の育成や指導	管理者兼務
介護支援専門員	常勤 1名以上	指定居宅介護支援の提供	

5. サービスの利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

※ ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合につき、要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。この、サービス提供証明書を後日役場の窓口に提出しますと、払い戻しを受けられます。

	要介護 1・2 共通	要介護 3・4・5 共通
居宅介護支援費	10,860 円	14,110 円
居宅介護支援費(特別地域加算含む)	12,490 円	16,230 円

その他、加算

	内容	金額	
初回加算	新規計画作成時	3,000 円	
特定事業所加算(Ⅲ)	介護保険法で定められた要件を満たした場合。	3,230 円	
入院時情報連携加算(Ⅰ)	入院時、介護支援専門員が病院又は診療所等の当該職員に対し、入院した日又は入院した翌日等に必要の情報提供を行なった場合。	2,500 円	
入院時情報連携加算(Ⅱ)		2,000 円	
退院・退所加算	退院、退所時に当該病院などと連携(カンファレンス参加の有無や、連携回数3回まで)をとり、病院等の職員等から情報提供を受ける等行った時。	(Ⅰ)イ	4,500 円
		(Ⅰ)ロ	6,000 円
		(Ⅱ)イ	6,000 円
		(Ⅱ)ロ	7,500 円
		(Ⅲ)	9,000 円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行うとともに、必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。	500 円 (1月に1回を限度)	
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行ない、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行なった場合。	2,000 円 (1月に2回を限度)	
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケア方針に関する意向を把握した上で居宅の訪問や主治医等に情報提供した場合。	4,000 円	

(2) 交通費 上記2の通常のサービス提供地域の方は無料です。

6. 当事業所の居宅介護支援の特長等

1. 介護保険制度の基本理念である「在宅介護の重視」という点で、利用者からの相談、依頼があった場合には、利用者自身の立場に立ち、常に、まずその居宅において日常生活を営むことができるように支援することができるかどうかという視点から検討を行い、支援を行います。
2. 利用者自身によるサービスの選択、保健・医療・福祉サービスの総合的、効率的な提供、利用者本位、公正中立で支援を行います。
3. 市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護施設等との連携に努めます。
4. 介護支援専門員への研修は積極的に行い、サービスの質の向上に努めます。
5. 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者様は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求める事ができることと、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができることの説明を行います。

(1) 居宅介護支援の概要

「居宅サービス計画ガイドライン」等を用い、利用者の課題分析を行い、居宅サービス計画等の必要な書類を作成します。

(2) 居宅サービス計画の作成手順等

1. サービス計画作成までの手順は以下のとおりです。
 - (ア) ご自宅を訪問して、利用者様やご家族様からお話を伺います。
 - (イ) 利用者様の了解を得て、主治医の方にお話を伺うことがあります。
 - (ウ) 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
 - (エ) サービス計画の内容、利用者、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。
2. その他提供するサービス
 - (ア) 要介護認定の申請、変更の代行
 - (イ) 給付管理票の作成、提出等

7. 居宅介護支援の提供にあたって

居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼をすることが義務づけられています。入院した時には、居宅介護支援事業所(当事業所名:ぬくもり介護センターおおの)と担当ケアマネージャーの氏名をお伝え頂きますようお願いいたします。

7. 運営についての留意事項

- 1 介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後1カ月以内
 - 二 継続研修 随時
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社 ぬくもり介護センターおおの の役員との協議に基づいて定めるものとする。

8. 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 濱渦 沙織
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者(利用者の家族など高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

9. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。

ただし、以下の 3 つの要素をすべて満たす状態にある場合は、利用者または家族に対して説明し同意を得た上で、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

その場合は、専用の様式を用いてその様子・日時心身の状況・やむを得ない理由などを記録し、拘束の早期解除に向けて、必要性や方法などについて逐次検討を行います。

必要がなくなった場合は、早急に解除し利用者・家族に報告します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……利用者本人または他の利用者などの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
- (2) 非代替性……身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。
- (3) 一時性……身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

10. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、当事業所の職員がその時間、事故の内容及び対応について記録し、賠償すべき事故の場合は、速やかに損害賠償を行います。事故の要因が利用者又は利用者家族の重大な過失であった場合、損害賠償で支払われる金額につき減額が行われます。事故の内容等によっては市町村、関係機関等に報告し適切な対応をします。

11. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

13. サービス利用に際してのお願い・禁止事項

利用に際してのお願い	(1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。 (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードに繋ぐなどの配慮をお願いします。 (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の 同意を受けてください。 (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。 (5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。
利用にあたっての禁止事項	(1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。 (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。 (3) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。

14. 相談・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

当事業所お客様相談窓口	責 任 者	濱渦 沙織
	対 応 時 間	月曜日～金曜日(年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時30分
	電 話 番 号	0889-20-2777
	F A X 番 号	0889-20-2778

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

仁 淀 川 町 役 場	医 療 保 険 課 介 護 保 険 係	所 在 地	仁淀川町大崎 200
		対 応 時 間	午前8時30分～午後5時15分
		電 話 番 号	0889-35-1080
		F A X 番 号	0889-35-0228
	池 川 総 合 支 所 池 川 地 域 課 福 祉 係	所 在 地	仁淀川町土居甲 916-3
		対 応 時 間	午前8時30分～午後5時15分
		電 話 番 号	0889-34-2112
		F A X 番 号	0889-34-2687
	仁 淀 総 合 支 所 仁 淀 地 域 課 福 祉 係	所 在 地	仁淀川町森 2552-1
		対 応 時 間	午前8時30分～午後5時15分
		電 話 番 号	0889-32-1132
		F A X 番 号	0889-32-1100
高 知 県 社 会 福 祉 協 議 会	所 在 地	高知市朝倉戊 375-1	
	対 応 時 間	午前8時30分～午後5時	
	電 話 番 号	088-844-9007	
	F A X 番 号	088-844-9411	
高 知 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会 (国 保 連)	所 在 地	高知市丸の内 2-6-5	
	対 応 時 間	午前8時30分～午後5時15分	
	電 話 番 号	088-820-8410・8411	
	F A X 番 号	088-820-8413	

